

## 岐阜市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要綱

平成28年 7月29日 決裁  
改正 平成31年 4月17日 決裁  
改正 令和元年12月10日 決裁  
改正 令和 2年 3月26日 決裁  
改正 令和 3年 3月25日 決裁  
改正 令和 5年 3月13日 決裁

岐阜市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要綱（平成23年10月5日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第6条第1項の規定による登録の申請又は登録の更新の申請は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を要しない場合を除き、原則としてこれらの条に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けた後に行わなければならない。

2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「国土交通省令・厚生労働省令」という。）第7条第1項第2号に規定する加齢対応構造等を表示した書類は、登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）別紙2①又は②とする。

3 国土交通省令・厚生労働省令第7条第1項第6号に規定する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第1号から第7号までに掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請の際にその旨を申し出て当該書類の添付を省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) サービス付き高齢者向け住宅の専用部分及び共同利用部分の面積を表示した各階平面図、求積図等（国土交通省令・厚生労働省令第7条第1項第1号に規定する各階平面図に表示すべき内容の記載がある場合を除く。）

(4) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（様式第1号）

(5) 確認済証の写し（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を要する場合に限る。）

(6) 法第17条第1項に基づく登録事項等についての説明書

(7) 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成21年4月1日施行）に定める重要事項説明書（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームに限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 法第6条第1項に規定する申請書及び前項各号に掲げる添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

（登録の基準）

第3条 法第7条第1項に規定する登録の基準は、法第4条第1項の規定による岐阜県高齢者居住安定確保計画において国土交通省令・厚生労働省令第8条から第11条までに規定する基準を強化し、若しくは緩和する場合又は国土交通省令・厚生労働省令第12条第1項第1号に規定する期間を延長する場合は、その強化し、若しくは緩和した基準又は延長した期間によるものとする。

（登録の通知等）

第4条 法第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録簿（様式第4号。以下「登録簿」という。）とする。

2 法第7条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第5号）によるものとする。

3 法第7条第4項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録不適合通知書（様式第6号）によるものとする。

（登録拒否の通知）

第5条 法第8条第2項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第7号）によるものとする。

（登録簿の閲覧）

第6条 法第10条の規定による登録簿の閲覧は、まちづくり推進部住宅課（以下「住宅課」という。）において行うものとする。

2 前項の閲覧は、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条に規定する市の休日以外の日において、執務時間中に行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、閲覧時間を変更し、又は閲覧に供しない日を定めることができる。

4 前項の場合において、市長は、その旨を閲覧場所に掲示しなければならない。

5 登録簿の閲覧に係る費用は、無料とする。

6 閲覧者は、登録簿を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

7 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(1) この要綱の規定に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

(2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（地位の承継の届出等）

第7条 法第11条第1項又は第2項の規定により登録事業者（法第7条第1項の規定による登録を

受けた事業者をいう。以下同じ。)の地位を承継した者は、国土交通省令・厚生労働省令第17条において準用する国土交通省令・厚生労働省令第16条に定める書類のほか、サービス付き高齢者向け住宅事業の地位の承継届出書(様式第8号)に契約書その他地位の承継を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第8条 法第12条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする登録事業者は、登録事業の廃止等をする前に、サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対する他の適切な高齢者施設等への入居の支援等入居者の居住の安定確保の措置を講じなければならない。

2 法第12条第1項又は第2項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書(様式第9号)に廃業等を証する書類を添えて行うものとする。

(登録の抹消)

第9条 法第13条第1項第1号の規定により登録の抹消をしようとする登録事業者は、登録を抹消しようとする日の30日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第13条第1項の規定により登録事業の登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書(様式第11号)により登録事業者に通知するものとする。

(事業開始の報告)

第10条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅事業を開始するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業開始報告書(様式第12号)に配置図、各階平面図及び検査済証を添えて、当該サービス付き高齢者向け住宅事業の開始の日から10日以内に、市長に報告しなければならない。

(報告の実施方法)

第11条 登録事業者(その年の2月1日において、サービス付き高齢者向け住宅への入居を開始しているものに限る。以下この条から第13条までにおいて同じ。)は、法第24条第1項の規定により、毎年2月1日現在における業務の状況等について、同月末日までに、サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書(様式第14号)により市長に報告(以下「定期報告」という。)をしなければならない。

(定期報告の結果通知)

第12条 市長は、定期報告の結果、法第25条各項に規定する場合に該当するとき又は是正の必要があると認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告結果通知書兼指示書(様式第15号)により、必要な措置をとるよう登録事業者に指示するものとする。

(定期報告の是正完了結果報告)

第13条 前条の規定による指示を受けた登録事業者は、速やかに是正のために必要な措置を完了させるとともに、その結果をサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告に係る是正完了結果報告書(様式第16号)により、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

(事故発生への報告)

第14条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、速やかにサービス付き高齢者向け住宅事業事故報告書(様式第17号)により市長に報告する

とともに、再発防止の対応方針を立てなければならない。

(立入検査の実施方法)

第15条 法第24条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）は、住宅課において実施する。

- 2 立入検査は、住宅課が作成する立入検査実施計画に基づいて実施するほか、定期報告の内容に疑義がある場合その他市長が必要と認める場合に随時実施するものとする。
- 3 市長は、立入検査を実施するときは、あらかじめサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査通知書（様式第18号）により登録事業者へ通知するものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要があるときは、当該立入検査を実施する際、サービス付き高齢者向け住宅事業緊急立入検査提示書（様式第19号）を登録事業者へ提示することによるものとする。
- 4 法第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第20号）とする。

(立入検査の留意事項)

第16条 立入検査を実施する職員（以下「検査員」という。）は、登録住宅（法第7条第1項の規定による登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）の入居者の日常生活に支障がないよう留意するとともに、登録住宅の職員の業務を妨げないよう努めなければならない。

2 登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 登録住宅の入居者その他登録住宅の関係者に対し、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、立入検査への理解及び協力を得られるよう努めなければならない。

(2) 検査員の指示に従い、次の事項について協力しなければならない。

ア 登録住宅及び登録住宅に併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設の業務状況等についての説明

イ 帳簿、管理状況の記録等の開示

ウ ア及びイに掲げるもののほか、検査員が求める事項

(立入検査の結果報告)

第17条 検査員は、立入検査を実施したときは、遅滞なくサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査報告書（様式第21号）により所属長に報告するものとする。

(立入検査の結果通知)

第18条 市長は、立入検査の結果、法第25条各項に規定する場合に該当するとき又は是正の必要があると認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業立入検査結果通知書（様式第22号）により、必要な措置をとるよう登録事業者へ指示するものとする。

(立入検査の是正完了結果報告)

第19条 前条の規定による指示を受けた登録事業者は、速やかに是正のために必要な措置を完了させるとともに、その結果をサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査に係る是正完了結果報告書（様式第23号）により、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

(登録事項の訂正等の指示)

第20条 法第25条の規定による指示（第12条及び第18条の規定による指示を除く。以下同じ。）

は、サービス付き高齢者向け住宅事業指示書（様式第24号）によるものとする。

（訂正等完了結果報告）

第21条 法第25条の規定による指示を受けた登録事業者は、速やかに必要な措置を完了させるとともに、その結果をサービス付き高齢者向け住宅事業訂正等完了結果報告書（様式第25号）により、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

（登録の取消し）

第22条 法第26条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第26号）によるものとする。

（県への通知）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を岐阜県知事に通知するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定により登録（同条第2項の規定による登録の更新を含む。）をしたとき。
- (2) 法第9条第3項の規定（法第11条第4項の規定により準用する場合を含む。）により変更の登録をしたとき。
- (3) 法第13条第1項の規定により登録を抹消したとき。
- (4) 法第26条第3項又は第27条第1項の規定により登録を取り消したとき。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式（様式第14号及び第17号を除く。）により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。